平成２５年（フ）第１７０号
栃木県真岡市台町2441番地３、前住所栃木県真岡市高勢町２丁目245番地
債務者　桑久保美枝
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８３号
栃木県宇都宮市越戸１丁目14番22号
債務者　羽鳥　健壽
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８４号
栃木県日光市土沢557番地140　エコハイツレインボー101号室
債務者　小野　哲男
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８８号
栃木県宇都宮市上戸祭３丁目７番９号　上戸祭ハイツ106号
債務者　松田政太郎
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９０号
栃木県宇都宮市鶴田町3123番地、前住所栃木県日光市板橋1883番地56
債務者　鷹箸　公広
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９１号
栃木県塩谷郡塩谷町大字大久保1726番地４
債務者　佐藤　和代
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９４号
栃木県宇都宮市城南２丁目２番４号
債務者　三上　皓祥
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３７号
栃木県栃木市藤岡町甲298番地１
債務者　野上　昭治
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３８号
栃木県栃木市藤岡町甲298番地１
債務者　野上　導子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６６号
栃木県下都賀郡壬生町幸町１丁目１番２―310号　雇用促進住宅
債務者　**荒**木田修二
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８９号
栃木県鹿沼市千渡264番地
債務者　大塚　和久
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９９号
栃木県宇都宮市峰４丁目19番１号　円山荘103号
債務者　大貫　　実
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２１３号
東京都調布市飛田給１―26―１　グリーンウッド202、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区初山１丁目６―９
債務者　小野　正明
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２８７号
千葉県四街道市和良比251―25
債務者　広瀬みどり（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２８９号
東京都足立区六木３丁目39―６―1006
債務者　福田　祐子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部